

市長コラム

隣地の木の越境で困っていませんか？

夏本番。 照り付ける日差しと蝉の声が容赦なく降り注ぐ日が続く、緑の木陰が有難く感じられる季節です。一方で、隣地の木が伸びて我が家の敷地に越境して困っておられる方も多いと思います。こうしたことは全国的にも問題になり、今年4月の民法改正により隣接した土地から越境した竹木の枝は、その所有者の方に催告して2週間程度たっても切ってくれない場合や、所有者がわからないときなどは、枝を自ら切ることができるようになりました。

とはいえ、隣近所のことなので直接言いにくい場合や、具体的にどうしていいかわからないという方もいらっしゃると思います。そのため、和歌山市では市のホーム

ページに新しいルールに沿った解決の仕方について「催告書」のひな型などを用いてわかりやすく紹介していますので、ご活用ください。

また、お隣が空き家の場合には空家対策課(435-1091)にご連絡いただければ、所有者の方に適正に管理するよう通知をさせていただいています。なお、市民生活課内にある市民相談センター(435-1025)では、相談専門員による相談や弁護士による法律相談を受け付けています。

本来は、他人に迷惑をかけないよう自己の所有地を管理していただくのが、原則です。土地を所有される方は、隣地への悪影響を及ぼさないよう周辺にお住まいの方などへの必要な心配りをお願いできればと思います。

和歌山市長 **尾花 正啓**



和歌山城まちなかキャンドルイルミネーション 竹燈夜ボランティア募集

和歌山城や周辺のまちなかを竹灯籠のあたたかな灯りで包む『和歌山城まちなかキャンドルイルミネーション・竹燈夜』のボランティアを募集します。

日時 11月3日(金・祝)、4日(土) 16時~22時

内容 竹灯籠の搬入・設置・点灯・イベントスタッフ・撤去作業

申込 10月6日(金)までに申込フォーム・電話・FAXで。
※必要事項：氏名・住所・電話番号・生年月日・参加希望日
※和歌山市市民公益活動登録制度に事前登録

備考 申込者には事前に説明会を行う予定です。

問合せ先 竹燈夜実行委員会(観光課内) ☎ 435-1234, FAX435-1263



和歌山市民憲章 (昭和41年11月3日制定)

自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
仕事に誇りを持ち、たくましい市民になりましょう。
教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

今月の題字、私が制作しました



市立和歌山高等学校
デザイン表現科2年
亀井 柚希さん

「なつまつりとえば！」な水風船のヨーヨーをイメージして楽しげな雰囲気を目指しました。

【広告】 市財政収入の一部に寄与することを目的とし、一般の広告を掲載しています。広告主・広告内容は、市が推奨するものではありません。

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、一般の広告を掲載しています。